

毎週月・水・金曜日発

富山県報

平成31年3月6日

水曜日

第4468号

目次

告 示	
○指定障害福祉サービス事業者の指定	1
○指定自立支援医療機関の指定の更新	2
○身体障害者福祉法第15条第1項に規定する医師の指定	3
○介護医療院の開設許可	
○庁舎等の清掃、設備保守等の役務の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等	4
○災害対策基本法の規定による指定地方公共機関の指定	19
公 告	
○条件付き一般競争入札の実施	
○富山県の物品等調達に係る一般競争入札の実施	28

告 示

富山県告示第88号

指定障害福祉サービス事業者の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により公示する。

平成31年3月6日

富山県知事 石 井 隆 一

指定障害福祉サービスの種類	指定年月日	事業所番号	申請者		事業所	
			名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地
就労継続支援B型	平成31年3月1日	1610400234	社会福祉法人海望福祉会	魚津市仏田3468番地	ぶどうの森	魚津市北鬼江2327番地

富山県告示第89号

指定自立支援医療機関の指定の更新について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、指定自立支援医療機関として次のとおり指定を更新したので、同法第69条第1号の規定により公示する。

平成31年3月6日

富山県知事 石 井 隆 一

指定自立支援医療機関		担当すべき自立支援医療の種類	病院又は診療所において担当すべき医療の種類	更新年月日
名称	所在地			
柘崎クリニック	魚津市北鬼江二丁目20番地26号	育成医療、更生医療	腎臓	平成31年3月1日
医療法人財団正友会中村記念病院	氷見市島尾 825番地	育成医療、更生医療	腎臓	平成31年3月1日
南砺市民病院	南砺市井波 938番地	更生医療	腎臓	平成31年3月1日
あさひ総合病院	下新川郡朝日町泊 477番地	育成医療、更生医療	眼科	平成31年3月1日
あさひ総合病院	下新川郡朝日町泊 477番地	育成医療、更生医療	整形外科	平成31年3月1日
あい丸の内薬局	高岡市丸の内 7番35号	育成医療、更生医療	調剤	平成31年3月1日
V・drug 高岡木津薬局	高岡市木津 458番地14	育成医療、更生医療	調剤	平成31年3月1日
クスリのアオキ 魚津経田薬局	魚津市寿町 4番7号	育成医療、更生医療	調剤	平成31年3月1日
チューリップらいと薬局	魚津市大光寺 275番地13	育成医療、更生医療	調剤	平成31年3月1日
ファーマライズ 薬局氷見店	氷見市鞍川1118番地1	育成医療、更生医療	調剤	平成31年3月1日

栄光堂薬局	中新川郡立山町 五百石17番地	育成医療、更生 医療	調剤	平成31年3月1日
立山中央薬局	中新川郡立山町 前沢2727番地14	育成医療、更生 医療	調剤	平成31年3月1日
魚津訪問看護ス テーション	魚津市本江2236 番地2	育成医療、更生 医療	訪問看護	平成31年3月1日

富山県告示第90号

身体障害者福祉法第15条第1項に規定する医師の指定について

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として次のとおり指定したので、富山県身体障害者福祉法施行規則（昭和62年富山県規則第34号）第6条の規定により告示する。

平成31年3月6日

富山県知事 石 井 隆 一

氏名	担当する医療の種類	従事する医療機関		指定年月日
		名称	所在地	
渡辺 寧枝子	内科	独立行政法人国立病院機構北陸病院	南砺市信末5963番地	平成31年3月1日
小林 英士	耳鼻咽喉科	高岡市民病院	高岡市宝町4番1号	平成31年3月1日
川渕 奈三栄	内科	医療法人社団ナラティブホームものがたり診療所	砺波市山王町2番12号	平成31年3月1日

富山県告示第91号

介護医療院の開設許可について

介護保険法（平成9年法律第123号）第107条第1項の規定により、次のとおり

介護医療院の開設を許可したので、同法第114条の7の規定により公示する。

平成31年3月6日

富山県知事 石 井 隆 一

事業所番号	16B0900017	
許可年月日	平成31年3月1日	
開設者	名称	医療法人社団啓愛会
事業所	所在地	小矢部市島 321番地
	名称	小矢部大家病院介護医療院

富山県告示第92号

庁舎等の清掃、設備保守等の役務の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について

県が平成31年度において、庁舎等の清掃、各種設備の保守、警備等の役務の提供を受ける契約を一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）により締結する場合における競争入札に参加する者に必要な資格、資格審査の申請の方法、資格の有効期間及び当該期間の更新手続等について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により次のように定め、平成31年4月1日から施行する。

平成31年3月6日

富山県知事 石 井 隆 一

第1 競争入札に参加することができない者

次の各号のいずれかに該当する者は、特別の理由がある場合を除き、競争入札に参加することができないものとする。

- (1) 成年被後見人、被保佐人、被補助人若しくは未成年者又は破産者で復権を得ないもの（被保佐人、被補助人又は未成年者で、保佐人、補助人又は親権者から契約締結のために必要な同意を得ているものを除く。）
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

- (3) 政令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後2年を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (4) 競争入札参加資格審査申請書及びその添付書類に虚偽の事項を記載した者で、その事実があった後2年を経過しないもの
- (5) 事業に関し許可、認可等を必要とする場合にあっては、これを得ていない者
- (6) 競争入札参加資格審査申請書を提出した日の属する年の前年において事業の実績がない者（競争入札参加資格者から当該事業を承継した者を除く。）

第2 競争入札参加者の資格

競争入札に参加することができる者は、知事が、競争入札に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）の審査の申請をした者に係る次に掲げる事項について審査のうえ、業務の種類に応じ、A、B又はCの等級に格付した者とする。

1 経営規模

- (1) 競争入札参加資格の審査の申請をした日の直前の事業年度の決算（申請の日において直前の事業年度の決算が確定していない場合にあっては、その前年の事業年度の決算。以下「直前決算」という。）における自己資本の金額（法人にあっては資本金、準備金、積立金及び繰越金の合計額を、個人にあっては元入金、事業主借及び青色申告特別控除前の所得金額の合計額から事業主貸の額を差し引いた額をいう。）
- (2) 直前決算における事業に必要な機械、車両及び工具その他の備品の価額の合計金額
- (3) 競争入札参加資格の審査の申請をした日の属する月の前月の末日における従業員数

2 年間平均業務受託額

直前決算及び直前決算の前年の決算の2年間の業務受託額により算出した年間平均の業務受託額

3 直前決算における経営比率

(1) 流動比率

流動資産の額を流動負債の額で除して得た数値に100を乗じたもの

(2) 自己資本固定比率

自己資本の額を固定資産の額で除して得た数値に100を乗じたもの

(3) 総資本純利益率

純利益額を総資本の額で除して得た数値に100を乗じたもの

4 営業年数

事業を開始した日の属する年から競争入札参加資格の審査の申請をした日の属する年までの年数

5 障害者雇用状況

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）の規定による障害者の雇用の状況

6 国際規格ISO14001又はエコアクション21（環境省が策定したマネジメントシステムをいう。以下同じ）の認証取得状況

国際標準化機構が定めた規格ISO14001又はエコアクション21の認証取得の有無

7 仕事と子育ての両立支援のための雇用環境整備状況

次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第12条第4項の規定による一般事業主行動計画の届出の有無

8 男女共同参画推進事業所の認証取得状況

富山県男女共同参画チーフ・オフィサー設置事業における男女共同参画推進事業所の認証取得の有無

9 信用状況

競争入札参加資格の審査の申請をした日前1年間における賃金不払、指名停止、営業停止、契約履行及び納税の状況

第3 資格審査の申請方法

1 競争入札参加資格の審査を受けようとする者は、競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を知事に提出するものとする。

2 申請書及び第4(4)の財務諸表は、日本語で作成するものとする。

なお、第4の添付書類（財務諸表を除く。）が外国語で記載されている場合は、日本語の訳文を付記し、又は添付するものとする。

3 第4の添付書類の金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率の例により日本国通貨に換算した額を記載するものとする。

4 申請書及び第4の添付書類を提出する場所は、次のとおりとする。

郵便番号 930-8501 富山市新総曲輪1番7号 富山県経営管理部管財課
電話番号 076-444-3171

第4 申請書の添付書類

申請書には、次の書類を添付するものとする。

- (1) 誓約書（様式第1号の2）
- (2) 事業概要書（様式第2号）
- (3) 法人にあっては登記事項証明書、個人にあっては市区町村長が交付する身分証明書及び東京法務局が交付する成年後見登記制度における登記されていないことの証明書（申請の日前6月以内に交付されたものに限る。）
- (4) 財務諸表
- (5) 事業経歴書（様式第3号）
- (6) 技術者名簿（様式第4号）
- (7) 使用印鑑届（様式第5号）
- (8) 納税証明書

ア 主たる事務所又は事業所が所在する税務署により賦課された税に係る納税証明書で、申請の日前6月以内に交付されたもの

イ 申請の日前に富山県により賦課された税に係る納税証明書で、申請の日前6月以内に交付されたもの

- (9) 障害者を雇用している場合にあつては、障害者雇用状況届（様式第6号）
- (10) ISO14001又はエコアクション21の認証を取得している場合にあつては、ISO又はエコアクション21認証取得登録証の写し
- (11) 次世代育成支援対策推進法第12条第4項の規定により一般事業主行動計画を策定し、及び富山労働局長に届出をした場合にあつては、一般事業主行動

計画策定・変更届（次世代育成支援対策推進法施行規則（平成15年厚生労働省令第 122号）第 2 条に規定する様式第 1 号）の写し

- (12) 富山県から男女共同参画推進事業所として認証を取得している場合にあつては、これを受けていることを証する書類の写し
- (13) 事業に関し許可、認可等を必要とする場合にあつては、これを受けていることを証する書類の写し
- (14) 代理人を定めた場合にあつては、委任状
- (15) 競争入札参加資格者から事業を承継した場合にあつては、当該事実を証する書類の写し

第 5 資格審査の結果の通知

資格審査の結果は、書面により申請者に通知するものとする。

第 6 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

- 1 競争入札参加資格の有効期間は、第 2 の規定による格付をされた日から平成 32 年 3 月 31 日までとする。
- 2 競争入札参加資格の有効期間の更新を受けようとする者は、有効期間が満了する日の 2 月前までに申請書を提出するものとする。

第 7 申請書記載事項の変更の届出

第 2 の規定による格付をされた者は、申請書及び添付書類に記載された事項について変更があつたときは、速やかに、その内容を変更届出書（様式第 7 号）により知事に届け出るものとする。

第 8 電子情報処理組織による手続等

- 1 知事は、この告示の規定により書面で行うものとされている申請又は届出を富山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成15年富山県条例第54号）第 3 条第 1 項に規定する電子情報処理組織を使用して行わせることができる。この場合においては、当該書面により当該申請又は届出が行われたものとみなす。
- 2 前項の規定による申請又は届出を電子情報処理組織を使用する方法により行う場合については、富山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成16年富山県規則第22号）第 3 条の規定の例による。

様式第1号（第3関係）

競争入札参加資格審査申請書

年 月 日

富山県知事 殿

申請者 住所（所在地）
 商号又は名称
 代表者氏名 印
 郵便番号
 電話番号
 担当者名

富山県が締結する庁舎等の清掃、各種設備の保守、警備等の役務の提供を行う契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査を申請します。

なお、庁舎等の清掃、設備保守等の役務の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（平成31年富山県告示第92号）第1（競争入札に参加することができない者）各号に該当しないこと並びにこの申請書及び添付書類の記載事項の全ては、事実と相違ないことを誓約します。

記

1 提供を希望する主な役務の種類（業務区分）

業務番号	業務名	希望する業務	業務番号	業務名	希望する業務
1	建築物清掃		6	電気設備保守	
2	廃棄物処理		7	通信設備保守	
3	機械警備		8	昇降機設備保守	
4	常駐警備		9	消防設備保守	
5	空調設備保守		10	その他の建築物管理業務	

（注）「希望する業務」欄に○印を記入してください。

2 添付書類

- (1) 誓約書（様式第1号の2）
- (2) 事業概要書（様式第2号）
- (3) 登記事項証明書（法人の場合）又は身分証明書及び成年後見登記制度における登記されていないことの証明書（個人の場合）
- (4) 財務諸表
- (5) 事業経歴書（様式第3号）
- (6) 技術者名簿（様式第4号）
- (7) 使用印鑑届（様式第5号）
- (8) 納税証明書（国税及び県税）
- (9) 障害者雇用状況届（様式第6号）（該当する場合）
- (10) ISO14001又はエコアクション2.1認証取得登録証の写し（該当する場合）
- (11) 一般事業主行動計画策定・変更届の写し（該当する場合）
- (12) 富山県から男女共同参画推進事業所として認証を受けていることを証する書類の写し（該当する場合）
- (13) 事業に関し許可、認可等を受けていることを証する書類（該当する場合）
- (14) 代理人に関する委任状（該当する場合）
- (15) 競争入札参加資格者から事業を承継した事実を証する書類の写し（該当する場合）
- (16) その他

様式第1号の2（第4関係）

誓 約 書

年 月 日

富山県知事 殿

住所（所在地）

商号又は名称

代表者氏名 ㊟

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴県から求められた場合には、当方の役員等名簿（役職名、氏名、性別、生年月日及び住所の一覧表）を提出すること、並びに、これらの提出書類から確認できる範囲での個人情報を富山県警察本部に提供することについて同意します。

記

- 1 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である
- 2 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている
- 3 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している
- 4 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している
- 5 役員等が、相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用している

様式第 2 号 (第 4 関係)

事業概要書

業務区分																			
フリガナ												フリガナ							
商号(名称)												代表者氏名							
所在地	本社・本店	〒										TEL							
	営業所・出張所	〒										TEL							
経営規模	自己資本金額	法人用								個人用									
		区分	直前決算時	剰余(欠損)金処分	計	区分	金額												
		資本金 A				元入金 a													
		準備金 B				事業主借 b													
		積立金 C				事業主貸 c													
		繰越金 D				控除前所得 d													
	合計(A+B+C+D)				計 (a+b-c+d)														
機械設備等の額	機械		車両			工具その他の備品			従業員の数	人									
	千円		千円			千円													
経営比率	流動資産額 E	流動負債額 F	流動比率 (E/F)	自己資本額 G	固定資産額 H	報告義務有り 障害者雇用状況	法定雇用率												
			%				達成・未達成 (%)												
信用状況	自己資本固定比率(G/H)	税引前当期利益 I	総資本額 J	総資本純利益率(I/J)	報告義務無し	障害者雇用者数													
	%			%		人													
ISO14001又はエコアクション21の認証取得	有・無	一般事業主行動計画策定・変更届	有・無	男女共同参画推進事業所の認証取得	有・無														
事業受託額	NO	区分	直前第2年度決算 K	直前第1年度決算 L	年間平均実績 (K+L)/2	従業員数	営業年数												
		業務名	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで															
	1	建築物清掃																	
	2	廃棄物処理																	
	3	機械警備																	
	4	常駐警備																	
	5	空調設備保守																	
	6	電気設備保守																	
	7	通信設備保守																	
	8	昇降機設備保守																	
	9	消防設備保守																	
	10	その他の建築物管理業務																	
	その他業務																		
	合計																		

備考 金額は千円単位とし、端数は切り捨ててください。

様式第 4 号（第 4 関係）

技術者名簿

1 従業員数一覧表

業務区分（ ）

	名称及び代表者	所在地 (管轄する区域)	従業員数
	富 山 県 内 の 本 ・ 支 店 、 営 業 所 等		
その他の本・支店、営業所等			
計			

備考

- 「業務区分」ごとに作成し、複数の業務に従事する者については、主たる業務の区分に計上し、重複して計上しないでください。
- 「その他の本・支店、営業所等」の従業員数の欄には、県外勤務者等で富山県が発注する業務に従事することができない従業員数をまとめて記入してください。
- 「計」の「従業員数」は、事業概要書の業務区分ごとの「従業員数」と一致させてください。

様式第 5 号 (第 4 関係)

使用印鑑届

使用印鑑	
法人使用印	代表者印

上記の印鑑は、貴殿に提出する入札書、見積書、契約書、請書、受領書等に使用しますので届け出ます。

年 月 日

住所

商号又は名称

代表者氏名

印

富山県知事

殿

様式第 6 号 (第 4 関係)

障害者雇用状況届

年 月 日

富山県知事 殿

届出者 住所 (本店の所在地)
 商号又は名称
 代表者氏名
 担当者名
 担当者電話番号
 F A X 番号

印

障害者の雇用の状況について、次のとおり届け出ます。

なお、この届出及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

雇用状況	A 事業所区分 (富山県内、県外)	合計	富山県内	県外
	B 常用雇用労働者の数 (短時間労働者を除く)	人	人	人
	C 短時間労働者の数	人	人	人
	D 常用雇用労働者の数 (B + C × 0.5)	人	人	人
	E 除外率	%	%	%
	F 法定雇用障害者の算定の基礎となる労働者の数 (D - D × E / 100)	人	人	人
	G 常用雇用の身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数			
	ア 重度身体障害者の数	人	人	人
	イ ア以外の身体障害者の数	人	人	人
	ウ 重度身体障害者である短時間労働者の数	人	人	人
	エ ウ以外の身体障害者である短時間労働者の数	人	人	人
	オ 身体障害者の数 (ア × 2 + イ + ウ + エ × 0.5)	人	人	人
	カ 重度知的障害者の数	人	人	人
	キ カ以外の知的障害者の数	人	人	人
	ク 重度知的障害者である短時間労働者の数	人	人	人
ケ ク以外の知的障害者である短時間労働者の数	人	人	人	
コ 知的障害者の数 (カ × 2 + キ + ク + ケ × 0.5)	人	人	人	
サ 精神障害者の数	人	人	人	
シ 精神障害者である短時間労働者の数	人	人	人	
ス 精神障害者の数 (サ + シ × 0.5)	人	人	人	
H 計 (オ + コ + ス)	人	人	人	
I 実雇用率 (H / F × 100)	%	%	%	

様式第 7 号 (第 7 関係)

変更届出書

年 月 日

富山県知事 殿

届出者 住所 (所在地)

商号又は名称

代表者氏名 印

郵便番号

電話番号

担当者名

競争入札参加資格審査申請書の届出事項に、次のとおり変更があったので届け
出ます。

変更事項	変更前	変更後	変更年月日

2 入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）に関する事項

(1) 入札参加資格

次に掲げる条件のすべてを満たす者であること。なお、入札参加資格の確認は、申請の期限の日現在の事実をもって行うものとする。

ただし、同日において当該条件のすべてを満たしている者であっても、開札の日時までの間に当該条件を満たさなくなった場合は、入札に参加することができない。

ア 政令第167条の4の規定に該当しない者で、かつ、建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23の規定による経営事項審査を受けている者であること。

イ 富山土木センター（立山土木事務所を含む。）管内に建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第6条に規定する主たる営業所を有する者であること。

ウ 富山県における平成29・30年度建設工事競争入札参加資格者名簿に、土木一式工事の等級がAの者として登載されていること。

なお、入札参加資格の確認の通知を受けた者であっても、低入札調査等により開札日が平成31年4月1日以降となった場合は、平成31・32年度建設工事競争入札参加資格者名簿を適用するものとし、その結果、入札参加資格を満たさなくなったときは、当該者の入札は無効とする。

エ 平成26年4月1日から入札参加資格の確認の申請の期限の日までの間に、富山県請負工事成績評定要領に基づく工事成績評定点の通知を受けた富山県農林水産部又は土木部（以下「富山県」という。）発注の一般土木工事（元請として完成した工事に限る。）に係る当該工事成績評定点の平均が70点を超えていること。

なお、当該期間内に富山県発注の一般土木工事の施工実績を有しない者であって、平成26年4月1日から平成30年3月31日までの間に工事成績評定点の通知を受けた国土交通省又は農林水産省若しくは林野庁（以下、これらを総称して「国」という。）発注の一般土木工事（富山県内において元請とし

て完成した工事に限る。)の施工実績を有する場合は、当該一般土木工事の工事成績評定点の同期間内における平均が70点を超えていること。

これらの場合において、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20パーセント以上のものに限る。また、工事成績評定点の平均点は、小数第一位を四捨五入して得られる整数とする。

オ 入札参加資格の確認の申請の期限の日からこの工事の開札の日までの間に、富山県から富山県建設工事等指名停止要領に基づく指名停止を受けていない者であること。

カ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定により更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定により再生手続開始の申立てがなされている者（これらの者のうち、建設工事の競争入札に参加する者に必要な資格等に関する要綱第10条第1項に規定する申請を行い、再度の競争入札参加資格の認定を受けたものを除く。）でないこと。

3 申請書及び添付書類の提出

(1) 入札に参加を希望する者は、次に掲げる書類を提出すること。

ア 入札に参加を希望するすべての者が提出する書類

(ア) 入札参加資格確認申請書（様式第1号）

(イ) 入札参加資格確認書（様式第2号）

イ 2の(1)エの中段の規定に該当する者が提出する書類

国発注の一般土木工事（富山県内において元請として完成した工事に限る。）のうち、平成26年4月1日から平成30年3月31日までの間に通知を受けたすべての工事の工事成績評定点の通知書の写し

(2) 提出期間

平成31年3月7日（木）から平成31年3月14日（木）まで（富山県の休日を定める条例（平成元年富山県条例第1号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで（持参の場合は正午から午後1時までの時間を除く。）

(3) 提出場所

〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号

富山県総合政策局スポーツ振興課スポーツ活性化係

(4) 提出方法

持参又は書留郵便等の発送の記録が残る方法による郵送（提出期間の締切日までに必着）により提出する。

4 公告に関する質問等

(1) この公告の記載内容についての質問は、質問内容を記載した文書を持参若しくは郵送（受付期間の締切日までに必着）又は口頭により行うものとし、次のとおり受け付けるものとする。

ア 受付期間 平成31年3月6日（水）から平成31年3月22日（金）まで（休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで（持参又は口頭により質問する場合は正午から午後1時までの時間を除く。）

イ 受付場所 富山県総合政策局スポーツ振興課スポーツ活性化係（電話076-444-3101）

(2) 公告の記載内容についての質問及び当該質問に対する回答が他の者に影響を及ぼすと認めるときは、その概要を富山県ホームページに掲載し、公表する。

5 入札参加資格の確認の通知

入札参加資格の有無の確認の結果は、平成31年3月18日（月）までに文書により通知する。

6 入札参加資格が無いとされた者の理由の説明の要求

(1) 入札参加資格が無い旨の通知を受けた者は、入札参加資格が無いとされた理由について説明を求めることができる。

(2) (1)の理由の説明の要求は、説明を求める理由を記載した文書を持参することにより行うものとし、次のとおり受け付けるものとする。

ア 受付期間 平成31年3月18日（月）から平成31年3月20日（水）までの午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までの時間を除く。）

イ 受付場所 富山県総合政策局スポーツ振興課スポーツ活性化係

(3) 理由の説明の要求に対する回答は、説明を求めた者に対し、平成31年3月25日（月）までに文書により行うものとする。

7 設計図書等の配布及び質問等

- (1) 設計図書等を次のとおり無償で貸与する。貸与した設計図書等は入札終了時に回収する。

ア 受付期間 平成31年3月6日（水）から平成31年3月14日（木）まで（休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

イ 受付場所 富山県総合政策局スポーツ振興課スポーツ活性化係

- (2) 設計図書等に関する質問は、質問内容を記載した文書を持参し、又は郵送する（受付期間の締切日までに必着）方法により行うものとし、次のとおり受け付けるものとする。

ア 受付期間 平成31年3月6日（水）から平成31年3月22日（金）まで（休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで（持参の場合は正午から午後1時までの時間を除く。）

イ 受付場所 富山県総合政策局スポーツ振興課スポーツ活性化係

- (3) 質問に対する回答は、質問者に対し、文書により行うものとする。
- (4) 設計図書等に関する質問及び当該質問に対する回答については、その概要を富山県ホームページに掲載し、公表する。

8 入札の日時及び場所

- (1) 入札の日時 平成31年3月29日（金）午前11時

- (2) 入札の場所 〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号
富山県庁東別館1階 入札室

9 入札の方法等

- (1) 入札は、出場入札により行うものとする。
- (2) 落札者の決定に当たっては、提出された入札書の金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札回数は、1回とする。

10 工事費内訳書の提出

- (1) 入札に当たっては、入札書に記載する入札金額に対応した工事費内訳書を添付して入札すること。
- (2) 工事費内訳書は、参考として提出を求めるものであり、その内容によって入札及び契約上の権利義務を生じさせるものではないが、当該内容が適正でない場合、工事費内訳書が提出されなかったとして、当該者の入札を無効とすることがある。

11 入札保証金に関する事項

入札保証金は、免除する。

12 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

- (1) 虚偽の申請により入札参加資格を得た者のした入札
- (2) その他入札心得（予定価格事前公表試行工事）第6条各号のいずれかに該当する入札
- (3) 2の(1)のただし書に規定する場合に該当する入札

13 落札者の決定方法

富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第92条の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格が調査基準価格を下回る場合は、落札者の決定を保留し、富山県低入札価格調査等実施要領に基づき、審査を行い、落札者を決定する。

14 契約保証金に関する事項

契約保証金は、入札心得（予定価格事前公表試行工事）第10条の規定による。

15 配置予定技術者の確認

- (1) 受注者から現場代理人等届が提出された際に、CORINS等により現場代理人及び主任（監理）技術者の適正配置の確認を行う。
- (2) 建設業法の規定により技術者の専任配置が義務付けられる場合は、専任配置が可能で、かつ、受注者と3箇月以上の継続的な雇用関係にあるか否かの確認を行う。
- (3) (1)及び(2)の規定による確認の結果、現場代理人又は主任（監理）技術者の配

置が適正でないと認めるときは、契約の解除若しくは指名停止又はその両方を行うことがある。

16 その他

- (1) 当該工事の入札の執行等に当たっては、この公告に定めるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）その他の法令、富山県会計規則及び入札心得の定めるところによる。
 - (2) 入札参加資格確認申請書その他の入札に参加するに当たって提出を求める書類（以下「申請書等」という。）の作成に要する費用は、申請者の負担とする。
 - (3) 提出された申請書等は、当該工事に係る入札以外の目的には使用しない。
 - (4) 提出された申請書等は、返却しない。
 - (5) やむを得ない理由があるものとして承認した場合以外は、申請書等の差替えを認めない。
 - (6) 入札書を提出するに当たっては、4の公告に関する質問等及び7の設計図書等に関する質問等の内容を確認すること。
 - (7) その他不明な点については、富山県総合政策局スポーツ振興課スポーツ活性化係（電話076-444-3101）に問い合わせること。
-

(様式第 1 号)

年 月 日

入札参加資格確認申請書

富山県知事 石 井 隆 一 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名

下記の工事に関わる入札参加資格について確認されたく、書類を添えて申請します。

記

- 1 工 事 名 富山県漕艇場浮棧橋改修工事
- 2 履行期限 平成31年10月31日

(提出者)

業者番号
業者名称
企業体名称 (共同企業体の場合)
業者郵便番号
業者住所
役職名
代表者氏名
代表電話番号
代表FAX番号
部署名
商号 (連絡先名称)
連絡先氏名
連絡先住所
連絡先電話番号
連絡先E-Mail
添付資料

(様式第 2 号)

入 札 参 加 資 格 確 認 書

住 所

商号又は名称

代表者氏名

下記の工事に係る入札に参加する者に必要な資格については、下記のとおり確認しました。

記

1 工 事 名 富山県漕艇場浮棧橋改修工事

2 入札に参加する者に必要な資格

内 容	該当・非該当の別(※)
① 政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者で、かつ、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 27 条の 23 の規定による経営事項審査を受けている者であること。	該当 ・ 非該当
② 富山土木センター（立山土木事務所を含む。）管内に建設業法施行規則（昭和 24 年建設省令第 14 号）第 6 条に規定する主たる営業所を有する者であること。	該当 ・ 非該当
③ 富山県における平成 29・30 年度建設工事競争入札参加資格者名簿に、土木一式工事の等級が A の者として掲載されていること。	該当 ・ 非該当
④ 平成 26 年 4 月 1 日から入札参加資格の確認の申請の期限の日までの間に、富山県請負工事成績評定要領に基づく工事成績評定点の通知を受けた富山県農林水産部又は土木部（以下「富山県」という。）発注の一般土木工事（元請として完成した工事に限る。）に係る当該工事成績評定点の平均が 70 点を超過していること。 なお、当該期間内に富山県発注の一般土木工事の施工実績を有しない者であって、平成 26 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に工事成績評定点の通知を受けた国土交通省又は農林水産省若しくは林野庁（以下、これらを総称して「国」という。）発注の一般土木工事（富山県内において元請として完成した工事に限る。）の施工実績を有する場合は、当該一般土木工事の工事成績評定点の同期間内における平均が 70 点を超過していること。 これらの場合において、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が 20 パーセント以上のものに限る。また、工事成績評定点の平均点は、小数第一位を四捨五入して得られる整数とする。	該当 ・ 非該当
⑤ 入札参加資格の確認の申請の期限の日からこの工事の開札の日までの間に、富山県から富山県建設工事等指名停止要領に基づく指名停止を受けていない者であること。	該当 ・ 非該当
⑥ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定により更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定により再生手続開始の申立てがなされている者（これらの者のうち、建設工事の競争入札に参加する者に必要な資格等に関する要綱第 10 条第 1 項に規定する申請を行い、再度の競争入札参加資格の認定を受けたものを除く。）でないこと。	該当 ・ 非該当

(※) 申請者は、資格の内容（左欄）を満たすことを確認の上、右欄の「該当」に○印を付すこと。

富山県の物品等調達に係る一般競争入札の実施

富山県の物品等調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告する。

平成31年3月6日

富山県知事 石 井 隆 一

1 入札に付する事項

(1) 調達物品等の名称及び数量

高級揮発油 予定数量 4,000リットル

普通揮発油 予定数量 52,000リットル

軽油 予定数量 10,500リットル

(2) 調達物品等の規格、機能、性能等

入札説明書による。

(3) 契約期間

平成31年4月1日から平成31年9月30日まで

(4) 納入場所

富山県出納局総務会計課が指定した場所

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（平成30年富山県告示第182号）第1の規定に該当しない者であること。

(2) 富山県における物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けた者であって、開札日の前日までに富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第86条第3項の規定による競争入札参加資格者名簿に登録されているものであること。

なお、当該競争入札に参加する資格の審査については、物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（平成30年富山県告示第182号）第4の4に掲げる場所において随時申請を受け付けている。

(3) 富山県庁本庁舎を起点として、半径3km以内に2以上の給油所を有し、かつ、そのうち少なくとも半径2km以内に1給油所を有する者であること。

3 入札に参加する者に求められる義務

- (1) 本件入札に参加しようとする者は、入札説明書に定める入札参加申込書を4の(2)に掲げる期限までに4の(1)に掲げる場所に、持参又は郵便（提出期限までに必着のこと。）で提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。なお、提出した書類に関し、契約を担当する職員から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (2) 入札参加資格の確認は、入札参加申込書の提出期限の日現在の事実をもって行うものとする。ただし、同日において2の各号に定める入札に参加する者に必要な資格を満たさなくなった場合は、入札に参加することができないものとする。
- (3) 入札参加資格の有無の確認の結果は、一般競争入札参加資格確認結果通知書により、平成31年3月19日までに通知するものとする。この通知において、入札資格の有無が「有」とされた者以外の者は、入札に参加することができない。

4 入札参加申込書及び入札説明書

- (1) 入札参加申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先（この公告に関する事務を担当する室課の名称）

〒 930-8501 富山市新総曲輪1番7号

富山県出納局総務会計課 用度管理係

電話 076-444-3424（直通）

- (2) 入札参加申込書の提出期限

平成31年3月15日 正午

- (3) 入札説明書の交付方法

平成31年3月6日から同年3月15日までの間（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで、前記(1)の場所において希望者に無料で交付する。

5 入札・開札の日時、場所

- (1) 入札・開札の日時及び場所

ア 平成31年3月22日 午後3時30分

イ 〒 930-8501 富山市新総曲輪1番7号

富山県出納局総務会計課入札室

- (2) 前号の入札の執行にあたっては、入札参加者は、3(3)により入札資格「有」とされた一般競争入札参加資格確認通知書の写しを必ず持参すること。
- (3) 郵便による入札書の提出を行う者は、3(3)により入札資格「有」とされた一般競争入札参加資格確認通知書の写しを同封のうえ、郵便書留により、平成31年3月20日午後5時15分までに4(1)の公告に関する事務を担当する室課に必着するよう行わなければならない。
- 6 入札保証金に関する事項
免除とする。
- 7 入札の無効に関する事項
次に掲げる入札は、無効とする。
- (1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) この公告に示した入札に参加する者に求められる義務を履行しなかった者のした入札
- (3) その他入札説明書に示した無効の入札の条項に該当する入札
- 8 入札の方法
- (1) 高級揮発油及び普通揮発油
1リットル当たりの単価により行う。落札金額は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（1銭未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 軽油
1リットル当たりの単価により行う。落札金額は、入札書に記載された金額から軽油引取税の額を控除した金額に、当該金額の100分の8に相当する額及び軽油引取税を加算した金額（1銭未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金

額から軽油引取税の額を控除した金額の108分の100に相当する金額に、軽油引取税の額を加算した金額を入札書に記載すること。

9 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出し、かつ、書類等の審査の結果、この公告及び入札説明書に示した条件を満たすと認めた者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (2) 開札は、原則として入札参加者又は、その代理人の全員の立ち合いのもとで行う。郵便による入札書の提出を行った者で、開札に立ち会いできない者は、開札日の前日までに、契約担当者（富山県出納局長）に届け出るものとする。開札に立ち会わない入札参加者があるときは、開札に本件入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせるものとする。
- (3) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。
- (4) 開札の結果、落札となるべき入札をした者がいないときは、直ちに、再度の入札をすることがある。
- (5) 再度の入札に参加できる者は、最初の入札に参加した者に限るものとし、再度の開札に立ち会わない入札参加者又はその代理人は、再度の入札を辞退したものとみなす。再度の入札の回数は原則として1回を超えないものとする。

10 その他

- (1) 契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。
 - (2) 契約保証金に関する事項は、入札説明書による。
 - (3) その他詳細は、入札説明書による。
-

